資料５

【条例改正後の審議状況について】

■令和５年度（条例改正時）との比較

・新規審議数（新たに審議が行われたもの）

	情報公開審
令和５年	３７
令和７年	７０
令和８年（４～９月）	１３

・審議会での審議を終了した件数（答申案の方向性が出たもの）

	情報公開審
令和５年	３９（注）
令和７年	６４
令和８年（４～９月）	２０

注１）令和５年度の件数は、大量請求案件（55件）を１件として含む。

・審査会等で取り扱った件数（審議を行った延べ件数　継続案件含む。）

	情報公開審
令和５年	９９（５）（注）
令和７年	１８６
令和８年（４～９月）	４５

注１）令和５年度のカッコ数字は、大量請求案件（55件）を取り扱った回数

注２）令和５年度の件数には、大量請求案件（55件）を１件として含む。

・発出答申数（諮問機関に答申を発出した件数）

	情報公開審
令和５年	１３（注）
令和７年	５６
令和８年（４～９月）	３０

注１）令和５年度の件数には、大量請求案件（55件）を１件として含む。

【（参考）条例改正の概要】

現状に合わない規定は、府民に対し、条例の信頼性を低下させるおそれがあることから、事務改善に取り組み、府民サービスの向上に努めることを前提に、「60日以内」「90日以内」との具体的日数を「速やかに」との規定に改正した。〔施行日：令和５年６月19日〕

期　　間	改正内容
審査請求～諮　　問	遅滞なく　⇒　遅滞なく（改正なし）
諮　　問～答　　申	60日以内　⇒　速やかに
答　　申～裁　　決	速やかに　⇒　速やかに（改正なし）
審査請求～裁　　決	90日以内　⇒　上記改正に伴い規定せず。